



議会

令和3年第2回定例会が6月8日に開催されました。会期日程は、8、9日の2日間。町森林再生・林業復興基金条例の制定や令和3年度町一般会計補正予算など議案21件、承認3件が審議され、原案通り可決。4件の報告がなされました。主な内容をお知らせします。

◇厚真町森林再生・林業復興基金条例の制定

北海道胆振東部地震により被災した森林内の路網や、山林等への復旧の財源として企業版ふるさと納税を活用するため、厚真町森林再生・林業復興基金を設置します。

基金の設置により、北海道胆振東部地震により被災した林業用施設および森林資源の回復等を推進し、森林再生・林業復興を図ります。

◇厚真町の休日を定める条例の一部改正

厚真町の休日は、改正前の「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月30日から翌年の1月4日まで」に改正します。

◇令和3年度厚真町一般会計補正予算
(第4号)

歳入歳出それぞれ1億3915万6千円が追加され、総額は96億5266万4千円となりました。補正された主な事業は次の通りです。

○地域公共交通対策事業

新規コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進を図るため、町内バス事業者が行う混雑路線の増車対応

○情報発信事業

新規コロナウイルス感染症の関連対策など、利用者にとって分かりやすい情報発信に向け町公式ホームページを更新

○保育士資格取得支援事業

町内の認定こども園に勤務する会計年度職員が、保育士資格を取得するため必要とした費用を一部助成

○子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

新規コロナウイルス感染症の影響が長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進を図るため、町内バス事業者が行う混雑路線の増車対応。情報発信事業……………80万円
新型コロナウイルス感染症の関連対策など、利用者にとって分かりやすい情報発信に向け町公式ホームページを更新。保育士資格取得支援事業……………20万円
町内の認定こども園に勤務する会計年度職員が、保育士資格を取得するため必要とした費用を一部助成。子育て世帯生活支援特別給付金支給事業……………345万円
新型コロナウイルス感染症の影響が長

◇厚真町情報公開条例および厚真町個人情報保護条例の運用状況の報告について
各条例の規定に基づき、令和2年度分の運用状況が報告されました。
○厚真町情報公開条例の運用状況
公文書の開示請求件数：8件（ルーラ

報告

歳入歳出それぞれ480万円が追加され、総額は95億1350万8千円となりました。

◇厚真町森林再生・林業復興基金条例の制定

北海道胆振東部地震により被災した森林内の路網や、山林等への復旧の財源として企業版ふるさと納税を活用するため、厚真町森林再生・林業復興基金を設置します。

基金の設置により、北海道胆振東部地震により被災した林業用施設および森林資源の回復等を推進し、森林再生・林業復興を図ります。

◇厚真町の休日を定める条例の一部改正

厚真町の休日は、改正前の「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月30日から翌年の1月4日まで」に改正します。

◇令和3年度厚真町一般会計補正予算
(第4号)

歳入歳出それぞれ1億3915万6千円が追加され、総額は96億5266万4千円となりました。補正された主な事業は次の通りです。

。地域公共交通対策事業：270万円
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進を図るため、町内バス事業者が

◇同（令和2年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
（令和3年度厚真町一般会計補正予算）
歳入歳出それぞれ7億99万1千円が追加され、総額は157億7869万7千円となりました。

○厚真町個人情報保護条例の運用状況
個人情報の開示請求、訂正等請求件数、
介護保険法による要介護度など、不服
申立件数：0件

◇予算の繰り越し（令和2年度厚真町一般会計）

◇予算の繰り越し（令和2年度厚真町簡易水道事業特別会計）

※繰越明許費として計上された経費について、地方自治法施行令の規定に基づき報告されました。

◇一般質問（3人）

伊藤富志夫議員、下司義之議員、橋本豊議員の3人が一般質問に立ちました。

伊藤議員は、新型コロナウイルスの感染対策と厚真版「地方創生SDGs」について、下司議員は新型コロナワクチン接種の予約状況や情報通信基盤の整備について、橋本議員は震災における治山工事後の対応や今後の見通しについて、それぞれ質問しました。

市民後見人養成講座

苫小牧市社会福祉協議会 成年後見支援センター
☎ 0144-32-7111

認知症や知的・精神障害など判断能力が不十分な方の権利を守る市民後見人の養成講座を開催します。

- 日 時
8月7日(土)～9月11日(土)の毎週土曜日
※8月14日(土)除く全5回 ※別途実習あり
9時30分～17時
 - 場 所
総合ケアセンターゆくり 2階介護実習室
 - 定 員
30人 受講料 無料
 - 受講の要件(すべてを満たす方)
 - ・受講終了時点で満25歳以上で、町内に在住している方
 - ・原則として養成講座のすべての課程を受講できる見込みのある方
 - ・高齢者、障害者等に対する理解と熱意がある方
 - ・これまでに、未成年後見人、成年後見人、保佐人または補助人を解任されたことがない方
 - ・破産していない方
 - ・現在、成年被後見人、被保佐人、または民法第17条1項の審判(補助人の同意を要する旨の審判)を受けた被補助人ではない方
 - ※このほか、事務局で受講がふさわしくないと判断した場合、受講をお断りする場合があります
 - 応募方法
市民後見人養成講座受講申込書(苫小牧市社会福祉協議会ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、持参または郵送で提出
 - 応募締切
7月30日(金)まで(必着)
 - 受講の決定
受講の可否決定は、応募者全員に連絡します。
 - その他
 - ・全過程を終了した方には、終了証を交付します。
 - ・講座修了者で、市民後見人として活動を希望される方については、面接の上、市民後見人候補者として登録します。ただし、市民後見人として適正を欠くと判断される方については、登録を行わない場合があります。
 - 申し込み・問い合わせ
苫小牧市社会福祉協議会 成年後見支援センター
〒053-0021 苫小牧市若草町3-3-8
苫小牧市民活動センター内
☎0144-32-7111(代表)
ホームページ <http://www.tomakomai-shakyo.or.jp/>
 - ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、開催を延期または中止する場合があります

第 11 回特別弔慰金

戦没者等の遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

- 支給対象者
戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。
 - ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - ②戦没者の子
 - ③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、(1)~(4)の順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
 - 支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債
 - 請求期間
令和5年3月31日(金)まで
 - ※請求期間を過ぎると受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。
 - ※第10回特別弔慰金を支給された方には、令和2年7月までに申請の案内が郵送されています。